

**横浜市営地下鉄駅構内における
飲料自販機設置事業者公募要領
(ブルーライン横浜駅)**

一般財団法人 横浜市交通局協力会

令和 7 年 10 月 24 日

横浜市営地下鉄ブルーライン横浜駅(B3 ホーム)に設置する飲料自販機(以下「自販機」という。)について、一般競争入札による設置事業者の公募を行います。

1 目的

横浜市営地下鉄ブルーライン駅構内に自販機を増設することにより、利用客等の利便性及び売上の向上を目的とします。

2 入札項目

下記飲料自販機設置場所における「**営業料率**」について一般競争入札を行います。

最低営業料率を 40.00%として入札してください。最低営業料率以上で、入札者の中で**最高の営業料率をもって入札した者**を落札者とします。

【入札項目】飲料自販機の売上金額（税抜）に乗じる営業料率

設 置 駅	設置場所	設置数	【入札項目】営業料率
横 浜	B 3 ホーム	1 台	40.00%を最低営業料率とします。

※当財団に納入する営業料は、その月の自販機売上金額（税抜）に落札した営業料率を乗じた額に、消費税相当額（10%）を加算した額となります。

【参考】営業料（納入額・税込）の計算式

$$\text{自販機売上金額（税込）} \div 1.08 \times \text{落札した営業料率} \times 1.10$$

3 入札参加者の資格

- (1) 法人であること。
- (2) 令和3年4月1日以降、鉄道駅構内において、飲料の自動販売機設置運営事業を継続して1年以上実施した実績を有していること。
- (3) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の開始決定がされ、特別清算手続その他精算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）でないこと。
- (4) 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

4 自販機設置に関する注意事項

(1) 販売商品の種類、構成等

ア 種類：酒類を除く飲料とし、缶・ペットボトルなど密閉容器に入った飲料水とする。

飲料以外に菓子等の食品を販売する場合には、当会が許可したものに限る。

構成：カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。

イ 販売価格：標準販売価格（定価）以下とすること。

(2) 自販機の機能・サイズ

ア 交通系 IC カードに対応した自販機を設置してください。

イ ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省エネの自販機としてください。

ウ 自販機設置に必要な耐震対策及び転倒防止対策を行ってください。

エ 自販機のサイズに制約があります。 5 ページ【飲料自販機の条件】をご確認ください。

(3) 自販機の設置時期

落札者は令和7年12月31日（水）までに自販機を設置し、営業開始すること。

(4) 禁止事項

- ア 飲料水及び当会が許可した菓子等の食品の販売以外の用途で使用する事。
- イ 契約物件に建物を建設又は工作物を設置すること。
- ウ 契約物件を第三者に譲渡、貸与又は担保に供すること。

(5) 諸経費

ア 電気設備使用料

- (ア) 自販機の電気設備使用料は設置事業者の負担とする。
- (イ) 電気設備使用料として1台月5,000円に消費税を加算した額とする。ただし、設置期間が1か月に満たない場合には日割り計算とする。

イ 道路占用料

設置場所は、道路用地であるため、道路占用料相当額を負担していただきます。

(6) 維持管理等

- ア 自販機の故障や飲料の欠品が無いよう、自販機の維持及び管理を適切に実施してください。
- イ 当財団が指定する形状・形式の飲料容器等の回収容器等を設置し、適宜空き缶容器の回収・処分を実施してください。
- ウ 自販機、飲料容器等の回収容器等及びその周辺の汚れが無いよう、適宜清掃を行ってください。
- エ 当該月の売上金、営業料及び電気設備使用料については翌月の10日までに報告してください。
- オ 設置費、維持管理費及び撤去費については、すべて自動販売機設置事業者が負担してください。

5 契約締結及び契約期間等

- (1) 本契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約ではありません。
- (2) 自販機を設置する日までに飲料自販機事業に関する契約を締結いたします。契約内容については、「【案】横浜市営地下鉄における飲料自販機設置事業に関する契約書」をご確認ください。
- (3) 契約期間は契約締結日から**5年間**とします。
ただし、契約期間満了の2か月前までに甲乙いずれかから解約の意思表示がないときは、さらに1年間、延長されるものとし、以後も同様とします。
なお、横浜市交通局において当該場所が公用又は公共に供するため必要が生じた場合は、この契約は解除となります。

6 申し込み方法等

(1) 入札参加者申込等の提出

- ア 受付期間 **令和7年11月10日(月)から11月14日(金)**
9時から16時(ただし、正午から13時までは除く)
- イ 受付場所 横浜市中区長者町5丁目85番 三共横浜ビル14階
一般財団法人 横浜市交通局協力会 営業課
- ウ 提出方法 持参。電話、郵送による受付は行いません。
来会時の連絡先：一般財団法人 横浜市交通局協力会 営業課
電話番号 045-253-9797

(2) 申し込みに必要な書類

(すべて原本1部ずつで、証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの)

- ア 一般競争入札参加申込書 (様式2)
- イ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

- ウ 代表者の印鑑登録証明書
- エ 決算関係書類(直近2年分)飲料部門だけでも可とします。
- オ 鉄道施設内における飲料自販機設置運営事業実績 (様式6)
(令和3年4月1日以降の鉄道施設内における設置運営期間、設置台数、売上高等)
- カ 設置を希望する自販機及び販売商品のカタログ
- キ 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書 (様式3)
- ク 委任状 (様式4)
(他事業者の者が代理人として申し込む場合のみ提出)

(3) 提出書類の免除

令和7年10月1日現在、当財団と取引のある事業者については、上記提出書類の内、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)・代表者の印鑑登録証明書・決算関係書類・鉄道施設内における飲料自販機設置運営事業実績・横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書の提出は免除します。

ただし、変更があった場合は、変更書類を提出してください。

7 質問書及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年10月24日(金)から11月5日(水)16時までとします。

(2) 質問提出方法

質問書 (様式1) を電子メールでの送付とします。

メールの件名を「**【飲料自販機公募】質問書について**」としてください。

持参、郵送、ファックス及び電話による受付はできません。

Eメール送付先：eigyou@kyouryokukai.or.jp

(3) 質問への回答

各事業者からの質問を取りまとめ、令和7年11月7日(金)までに当会ホームページに質問への回答を掲載します。

8 入札参加資格の確認等

上記6(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和7年11月18日(火)までに、申請者宛に結果を電子メールで通知いたします。

当該結果の通知後であっても、不正が判明した場合には、入札参加資格を取消します。

9 入札の手続等

(1) 入札の日時及び場所

日 時 令和7年11月20日(木) 13時30分から

場 所 三共横浜ビル14階 横浜市交通局協力会本部会議室

委任状 法人がその社員以外に委任する場合は、委任状 (様式4) を提出してください。

(2) 入札の方法等

ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

イ 入札項目

入札は、最低営業料率を40.00%として、営業料率を記入してください

ウ 入札方法

入札は当会指定の入札書 (様式5) を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に提出してください。入札書の提出後、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(3) 落札者の決定方法

- ア 入札書提出完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、設置場所ごとに最低営業料率以上で、入札者の中で最高の営業料率をもって入札した者を落札者とします。
- イ 一回目の入札で、落札となるべき同額の入札した者が二者以上あるときは、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。
- ウ 二回目の入札で落札となるべき同額の入札した者が二者以上あるときは、くじで落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない当財団の職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定します。
- エ 入札結果は、その場で入札参加者に次の内容を公表します。
「落札者」及び「営業料率」

(4) 次順位者の決定

- ア 当財団が示す最低営業料率以上で、最高の営業料率をもって入札した者の次の順位となる営業料率で入札をした者は、次順位者として取り扱います。
- イ 落札者が辞退した場合は、次順位者との契約を締結する手続きに移行します。
- ウ 次順位者となるべき入札をした者が二者以上あるときは、直ちにくじによって次順位者を決定します（9(3)ウの決定方法に準じます。）。

【入札参加関係書類】

- 様式1 質問書（質問がある場合に、質問受付期間内にEメールで提出）
- 様式2 一般競争入札参加申込書
- 様式3 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書
- 様式4 委任状
- 様式5 入札書
- 様式6 鉄道施設内における飲料自販機設置運営事業実績
- 【案】横浜市営地下鉄における飲料自販機設置事業に関する契約書

【自販機の条件】

- 公募要領「4 自販機設置に関する注意事項(2)」に定めた自販機であること
- 名 称 飲料自販機
- サイズ W1260mm×D750mm×H1900

【公募スケジュール】

公 示	令和7年10月24日(金)10時から11月14日(金)16時まで
↓	
質 問 受 付 ・ 回 答	受付：令和7年10月24日(金)から11月5日(水)16時までに電子メールで質問書を提出 回答：各事業者の質問をとりまとめ、令和7年11月7日(金)までに当会ホームページで回答を公表
↓	
入札参加申込受付	受付：令和7年11月10日(月) から11月14日(金) 9時から16時まで ※「 <u>一般競争入札参加申込書</u> 」及び <u>その他必要な書類</u> を協力会営業課に提出（持参）
↓	
申 込 者 の 資 格 審 査	「公募要領6申し込み方法等（2）」の提出書類を審査
↓	
入 札 参 加 者 の 決 定	令和7年11月18日(火)までに審査結果を申込者へ電子メールで通知
↓	
入 札 ・ 開 札	令和7年11月20日(木) 13時30分 【入札場所】：三共横浜ビル14階 協力会本部会議室 ※様式5「 <u>入札書</u> 」を提出
↓	
落 札 者 の 決 定	令和7年11月20日(木)
↓	
契 約 手 続 き	自販機の設置日までに契約締結
↓	
自 販 機 設 置	契約締結日以降、 令和7年12月31日（水） までに自販機設置・営業開始